

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年 3月31日

新潟市長 中原 八一

新潟市規則第24号

新潟市消防吏員服制規則の一部を改正する規則

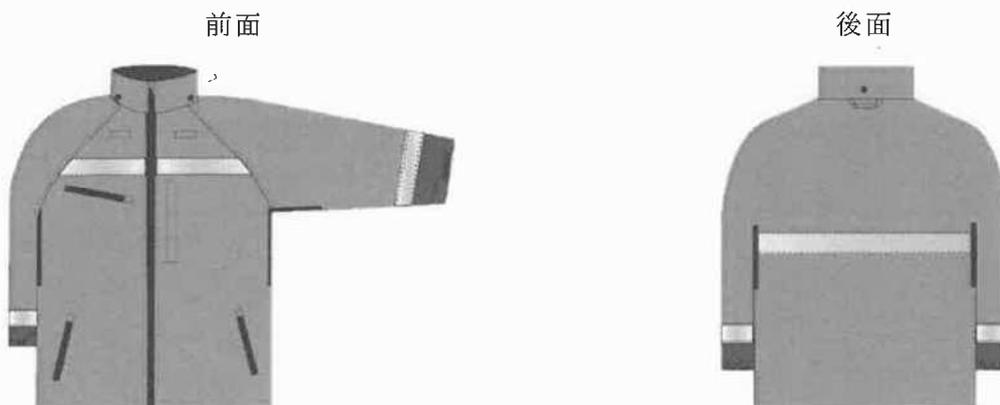
新潟市消防吏員服制規則（昭和62年新潟市規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表雨衣の項を次のように改める。

雨衣	上衣	色及び地質	オレンジ色及び一部黒色の合成繊維防水布
		製式	フード付き立ち襟式の長袖とする。 形状は、図のとおりとする。
	ズボン	色及び地質	上衣と同様とする。
		製式	長ズボンとする。 形状は、図のとおりとする。

別表図16を次のように改める。

16 雨衣



ズボン



フード



附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に使用中の服制については、当分の間、改正後の新潟市消防  
吏員服制規則の規定による服制とみなす。